

(平15法省令60・全改、平20法省令3・令元法省令11・一部改正)

裁判上の保証のための有価証券供託の供託書正本

供託書（裁判上の保証）				(注) 1. 供託有価証券の枚数及び総額面の訂正はできない。 2. 副本は折り曲げないこと。			
申請年月日	年	月	日	法令条項	年度証第 号		
供託所の表示				裁判所 支部	年()第 号	事件	
供託所者氏の名 （代理人による供託のときは、代理人の住所氏名を） （も記載すること。）				当事者	原告	申請人	債権者 被告 被申請人 債務者
住所氏名 被住所氏名 供託者の名				訴訟費用の担保	2. 仮執行の担保	3. 仮執行を免れるための担保	
				4. 強制執行停止の保証	5. 強制執行取消の保証	6. 強制執行続行の保証	
				7. 仮差押の保証	8. 仮差押取消の保証	9. 仮処分の保証	
				10. 仮処分取消の保証	11.		
符号	名	称	枚数	価 面	証 額	券 附属利賦札及 回収号及び番号並びに最終の渡り	備考
/							上記供託を受理する。年 月 日まで日本銀行における供託所口座に納入されたい。同日までに納入しないときは、この決定の日 法務局 供託官 印
/							
/							
/							
計							受入書式 上記供託有価証券の受入を証する。 年 月 日 日本銀行 印

用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。